

議第27号

滋賀県監査委員条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2 月15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県監査委員条例の一部を改正する条例

滋賀県監査委員条例（昭和39年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 196 条第 1 項」を「第 196 条第 6 項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。